

▼INDEX▼

■【内部監査情報】
・「平成30年度内部監査基本計画」について
・「競争的資金の監査」の実施について
■【監事監査情報】
・「平成30年度監事監査計画」について
■【監査ニュース】
・立命館大で 264 人の個人情報漏えい　外5件
■【連載企画】
・小〇はつらいよ「資本的支出」編
■【Audit Cafe】
・夏といえば

表題写真：七北田ダム湖畔のアジサイ

内 部 監 査 情 報

・「平成 30 年度内部監査基本計画」について

監査室が行う内部監査は、年度当初に策定する基本計画に基づいて実施されます。

本年度の**「内部監査基本計画書」**は、4月25日に決定し、5月8日開催の運営企画会議及び5月15日開催の部局長連絡会議で報告したところです。

この「内部監査基本計画書」には、監査の方針や今年度の重点事項（監査テーマ）等を記載していますが、平成30年度の重点項目（監査テーマ）として、以下の4項目を実施する予定です。

No.	重点事項（監査テーマ）	監査の種類	監査方法	予定時期
①	情報セキュリティに関する監査	業務監査	実地監査	10～11 月
②	競争的資金の監査	会計監査	実地監査	7～8 月
③	標準会計監査	会計監査	実地監査	12～1 月
④	フォローアップ監査	業務及び会計監査	実地監査	12～1 月

それぞれの監査内容は以下のとおりです。また、監査室Webサイトにも「内部監査基本計画書」を掲載していますので、是非ご覧ください。

①　情報セキュリティに関する監査



平成28年度に文部科学省からの「国立大学法人等における情報セキュリティ強化について（通知）」を受け策定した東北大学情報セキュリティ対策基本計画の進捗状況並びに個人情報保護に関する法令及び学内規程等に基づく個人情報の管理状況について監査を実施するものです。

②　競争的資金の監査



文部科学省等の資金配分機関から内部監査の実施を求められている公募型の研究資金を対象とし、各資金配分機関が定める公募ルール、使用ルール及び文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき監査を実施するものです。また、応募・交付申請に係る手続き、交付申請書の記載内容の変更に係る手続き及び実績報告に係る手続き等について、適正に行われているかを併せて重点的に監査するものです。

③　標準会計監査



内部統制の整備及び不正防止を図ることを目的として、日常の会計業務における手続きや執行の適正性等について、リスクアプローチ監査を実施します。

この「リスクアプローチ監査」とは、監査を効率的、効果的に進めるための手法で、限られた人員や時間の中で、すべての項目に対して総括的に監査を行うのではなく、大学内に存在するリスク・課題を把握し、そこに重点的、効果的に監査を行うものです。

④　フォローアップ監査



昨年度実施した内部監査において改善を要求し、「改善計画（状況）回答書」の提出を求めた事項について、対応状況とその効果の検証を目的として実施する監査です。

フォローアップ監査のみ、監査の結果、未改善または改善計画の進捗に著しい遅延があると判断した事項については、運営企画会議等において部局名が公表されることとなりますので、未改善となっている事項がないか、今一度ご確認いただければと思います。

上記のほか、内部監査基本計画書の重点項目に限らず、社会的関心の高い事項や、年度当初想定していない事態が発生した際に、総長が特に必要であると認めた場合には、機動的に対応し、臨時監査を実施することがあります。

・「競争的資金の監査」の実施について



「平成30年度内部監査基本計画書」の重点事項として設定した4項目のうち、最初の監査となる**「競争的資金の監査」**を7月4日（水）から8月7日（火）までの間、14部局を対象として実施する予定です。

監査対象部局となった部局におかれましては、後日、監査実施内容の詳細をお送りしますので、お忙しいなか各種資料の準備等に大変お手数をおかけしますが、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

【内部監査計画・報告】の詳細は、コチラ↓

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/2-2index.html

監事監査情報

・「平成 30 年度監事監査計画」について

本学における監事監査は、国立大学が法人化されて以降、毎年、**監事監査計画書**を作成して行ってきました。

そもそも監事監査は、本学監事監査規程で定める**「本学の業務運営状況、業務執行状況及び会計処理状況の実態を把握し、関係法令等に基づく適正な執行状況等について監査することにより、本学の業務の適切かつ効率的な運営を確保することを目的とする。」**ことによるものであります。

業務処理の不正をただすこと、或いは指摘事項を見つけ出すことを目的とするものではなく、本部事務機構或いは部局における運営状況を掌握するものであります。

平成30年度の監事監査計画書は、5月2日に総長に提出し、5月15日に開催された部局長連絡会議で報告しております。

平成30年度は、第3期中期目標・中期計画期間の 3 年目になります。
文部科学省が掲げる国立大学改革プランの位置付けでも改革加速期間からの継続・発展の時期であり、第3期中期目標・中期計画「持続的な“競争力”を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学へ」への重要な実施の時期となっています。
文部科学省が掲げる「国立大学改革プラン」（平成25年11月26日）、公表されている「国立大学のミッション（各大学の強み・特色・社会的役割）の再定義」及び「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」（平成26年2月12日）等を参考に、本学の業務執行状況について、より適切・的確な監事監査を実施することとして、業務全般として以下の**6つの事項を重点事項**としました。

①	指定国立大学法人の対応状況について
②	東北大学災害復興新生研究機構における機構コミットメント型プロジェクトの進捗状況について
③	第３期中期目標及び年度計画の実施状況等について
④	公的研究費の不正使用防止及び研究活動における不正行為に対する対応状況について
⑤	内部統制システムの整備状況について
⑥	監事監査における監事意見への対応状況のフォローアップについて

①から③の重点事項は、本学の業務全般を確認できるほか、文部科学省が掲げている国立大学改革プランの実施状況が確認できるものと考えております。

④の重点事項は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が国立大学法人評価委員会に、評価の実施に向けて留意して実施されたい旨の意見を出している事項であります。

⑤の重点事項は、国立大学法人法が改正され、平成27年度から監事監査報告書に記載しなければならないこととなったものであります。

このほか、出資事業及び病院の運営状況については、重点事項としていませんが、通常の業務の中で監査することとしております。

決算監査は、本学が作成した貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他文部科学省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査することとしております。

本学が100%出資子会社として設立された東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社があることから、連結財務諸表についても監査します。



実施時期は、業務全般及び重点事項の監査については、各監査項目に関連する本学の運営状況及び検討状況等を勘案し、効果的な監査となるよう、通年の中で実施することとしております。

決算監査は、平成30年度決算終了後の平成31年6月に実施することとしております。

監査の方法は、重要な会議に出席するほか、必要に応じて役員及び職員に質問し、又は説明若しくは資料の提供を求めることにより実施することとしております。

監査報告は、平成31年6月中旬を目途に決算検査を含めた監査終了後に作成し、総長に提出する予定でおります。

監査を実施する際には、質問事項を作成してお願いすることとしております。
皆様のご協力をお願いいたします。

【監事監査計画書】の詳細は、コチラ↓

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/2-2index.html

監査ニュース

・立命館大で 264 人の個人情報漏えい 【5/3 毎日新聞】
・工学部 組織編成柔軟に AI など新技術に対応 文科省、「課程」設置促す 【5/14 日本経済新聞】
・山形大工学部の無承認採血 新たに 11 件判明 調査委設置、再調査 【5/17 産経新聞】
・大学教員に実務家を 態勢作りへ 文科省 社会人の学び直しにニーズ 【5/28 朝日新聞】
・小樽商科大学、帯広畜産大学、北見工業大学 経営統合合意 商・農・工、強み生かし連携 【5/30 日刊工業新聞】
・国立大 動き出す法人統合 北海道の 3 大学合意 名大・岐阜大も検討 【5/30 朝日新聞】

連載企画



生まれも育ちも栗原築館、姓は小○ 名は卓也、人呼んで フーテンの卓 が引き起こす様々な出来事を、なぜか国立大学法人業務に長けた 妹 が見事に解決していくコーナー！
回を重ねるごとに「卓」という人物の謎は深まるばかりですが・・・第 21 回目となる今回は、「資本的支出」というお題についてご説明します。

妹） お兄ちゃん、何をそんなにカリカリしてるの？
卓） ちょっと聞いてくれよ。この前、タコ社長の印刷会社に税務調査が入ったのさ。
調査官は印刷機に機能を追加したことが気になったらしく「いくらかかりましたか？」とか「どんな機能が追加になりましたか？」とか根ほり葉ほり聞いてきてさ。挙句の果てには「何年ぐらいの頻度で機能を追加してきましたか？」って聞いてきたから、「昔のことが今回の調査と何の関係があるんですか？」って確認したんだよ。
そしたら、「資本的支出」とかいう意味の分からない言葉をブツブツ呟きはじめてさ・・・いまだになんのことだか、全然分かりゃしないね。
妹） 確かに、たとえ必要な調査であってもしつこく聞かれると、カリカリしちゃうわよね。けど、調査官の聞いてきた質問は、調査上必要なことなの。
どうしてそういう質問をしてきたか、「資本的支出」の意味合いを含めて説明するから、しっかり聞いてね。

取得した固定資産については、使用していく過程で追加の支出が発生することがあります。大きく区分すると、**通常の維持管理又は原状回復のためのもの**と、**資産価値を高め又は耐用年数を延長させるもの**とがあり、前者は**修繕費**として費用計上処理し、後者は**資本的支出**として資産計上処理します。

文章だけでは少々分かりにくいため、以下のケース１を用いて確認してみましょう。

ケース１

片平教授の研究室では複合機を所持している。近頃不具合が多発しているため、業者に点検を依頼したところ、原稿送り機能及び感光体ユニットの劣化が判明したため、X1 年６月１日に修理を依頼した。

また、かねてより中綴じフィニッシャー機能及び紙折り機能の追加を計画していたため、当該修理とあわせて機能の追加を依頼した。

X1 年６月 15 日に修理及び機能追加が完了し、同日に受領の確認と検査の記録を実施した。

請求額は１，４５８，０００円（税込）であり、修理費用は５４０，０００円、機能追加費用は９１８，０００円であった。

【解説】

ケース1の例は、**通常の維持管理又は原状回復**のために原稿送り機能及び感光体ユニットを修理すると同時に、新たな機能を追加することにより、以前よりも**資産価値が高く**なっております。

修理費用は**修繕費**として費用計上処理し、機能追加分は**資本的支出**として資産計上処理します。仕訳例は以下の通りです。

会計年度:平成X1年度　システム機能:債務計上　伝票日付:X1.6.15

借方			貸方	
[財源]	(例)大学運営資金	540,000	1,458,000	自動仕訳 (未払金)
[勘定科目]	その他修繕費			
[課税区分]	課税仕入			
[備考]	複合機修理及び機能追加業務(修理分)			
[財源]	(例)大学運営資金	918,000		
[勘定科目]	工具器具及び備品			
[課税区分]	課税仕入			
[備考]	複合機修理及び機能追加業務(機能追加分)			

原則はケース1に示したような処理となりますが、必ずしも原則通りにいかないのが現実です。原則通りにはいかないケースについて、以下のケース2とケース3を用いて確認してみましょう。

まずはケース2です。

ケース２

川内教授の研究室では共焦点レーザー顕微鏡を所持している。より高精度な観察が可能となるよう、最新式のレーザー光源に取り換えることとした。X1 年７月１日に業者へ発注、X1 年７月 15 日に取り換えが完了し、同日に受領の確認と検査の記録を実施した。

取り換えにかかった費用は、据付調整費込で４３２，０００円(税込)であった。

【解説】

資本的支出、修繕費、どちらで処理するかについて、実務上の取扱いにおいては、これらが混在し明確に区分できない場合があります。企業会計の実務では**法人税法基本通達(第７章第８節)**に沿った処理が行われており、基本通達７－８－３(１)おいて、以下の通り、修理、改良等のために要した費用の額について、修繕費として損金経理できる基準が示されています。

7－8－3　一の計画に基づき同一の固定資産について行う修理、改良等（以下7－8－5までにおいて「一の修理、改良等」という。）が次のいずれかに該当する場合には、その修理、改良等のために要した費用の額については、7－8－1にかかわらず、修繕費として損金経理をすることができるものとする。（昭55年直法2－8「二十六」により追加、平元年直法2－7「五」、平15年課法2－7「二十」により改正）

(1)　その一の修理、改良等のために要した費用の額（その一の修理、改良等が2以上の事業年度（それらの事業年度のうち連結事業年度に該当するものがある場合には、当該連結事業年度）にわたって行われるときは、各事業年度ごとに要した金額。以下7－8－5までにおいて同じ。）が20万円に満たない場合

(2)　その修理、改良等がおおむね3年以内の期間を周期として行われることが既往の実績その他の事情からみて明らかである場合

国立大学法人等においても、企業会計と基本的には同様と考えられることから、法人税法基本通達の趣旨に従い判断することとなりますが、『「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針』(以下、「実務指針」という)Q20－１のA2においては、修繕費として費用計上が認められる基準が以下の通り示されています。

２　これらについては、法人税法基本通達において、「少量又は周期の短い費用の損金算入（基本通達７－８－３）」や「基本基準による修繕費の判定について（基本通達７－８－４）」「資本的支出と修繕費の区分の特例（基本通達７－８－５）」が定められており、企業会計の実務としてはこれらの基本通達に沿った処理が行われているところである。国立大学法人等においても、これらの処理について企業会計と基本的には同様に考えられるところから、法人税法基本通達の趣旨に従って判断することとする。なお、修繕費として費用計上が認められる基準としては、固定資産の計上基準との権衡を勘案し、基本通達７－８－３にかかわらず、その改良又は修繕に係る支出が５０万円に満たない場合とすることとする。

よって、本件においては、より高精度な観察が可能となるよう装置が増強されており、その資産価値は高まっているものと判断されますが、改良に係る支出が50万円に満たないことから、実務指針の取扱いに従い、**修繕費**として費用計上します。仕訳例は以下の通りです。

会計年度:平成X1年度　システム機能:債務計上　伝票日付:X1.7.15

借 方			貸 方	
[財源]	(例)大学運営資金	432,000	432,000	自動仕訳 (未払金)
[勘定科目]	その他修繕費/雑役務費 等			
[課税区分]	課税仕入			
[備考]	レーザー光源取り換え業務 一式			

なお、基本通達7－8－3(2)において「修理、改良等がおおむね3年以内の期間を周期として行われることが既往の実績その他の事情からみて明らかな場合**修繕費**として損金経理をすることができる」と定義されていることから、費用の発生周期にも注意が必要です

つづいてケース3です。

ケース３

星陵教授の研究室では小動物用核磁気共鳴装置を所持している。四年に一度の間隔でメンテナンスを実施しており、当期がメンテナンス実施時期にあたる。研究の進捗に伴い、購入当初想定していた以上に強磁場な環境が必要となってきたため、今回のメンテナンス実施にあわせて、超電導磁石をより強力なものに取り換えることとした。

見積書徴取時点で、教員発注可能な１５０万円を超えていたため、必要書類を揃え用度係に提出し、然るべき契約手続を経た後に、X1 年９月１日に業者へ発注、X1 年９月 25 日に取り換えが完了し、同日に受領の確認と検査の記録を実施した。

取り換えにかかった費用は、据付調整費込で５，４００，０００円(税込)、仮に従来と同等品に交換した場合は１，０８０，０００円(税込)である。

なお、資産価値向上の側面が強いと判断し、修繕費ではなく、資本的支出として処理することとした。

【解説】

ケース3のように、従来の部品よりも高性能な部品に交換した場合、**資本的支出**に相当する金額はいくらとなるでしょうか？以下の法人税法基本通達7－8－1をご覧ください。

7－8－1　法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額が資本的支出となるのであるから、例えば次に掲げるような金額は、原則として資本的支出に該当する。（昭55年直法2－8「二十六」により追加）

(1)　建物の避難階段の取付等物理的に付加した部分に係る費用の額

(2)　用途変更のための模様替え等改造又は改装に直接要した費用の額

(3)　機械の部分品を特に品質又は性能の高いものに取り替えた場合のその取替えに要した費用の額のうち通常の取替えの場合にその取替えに要すると認められる費用の額を超える部分の金額

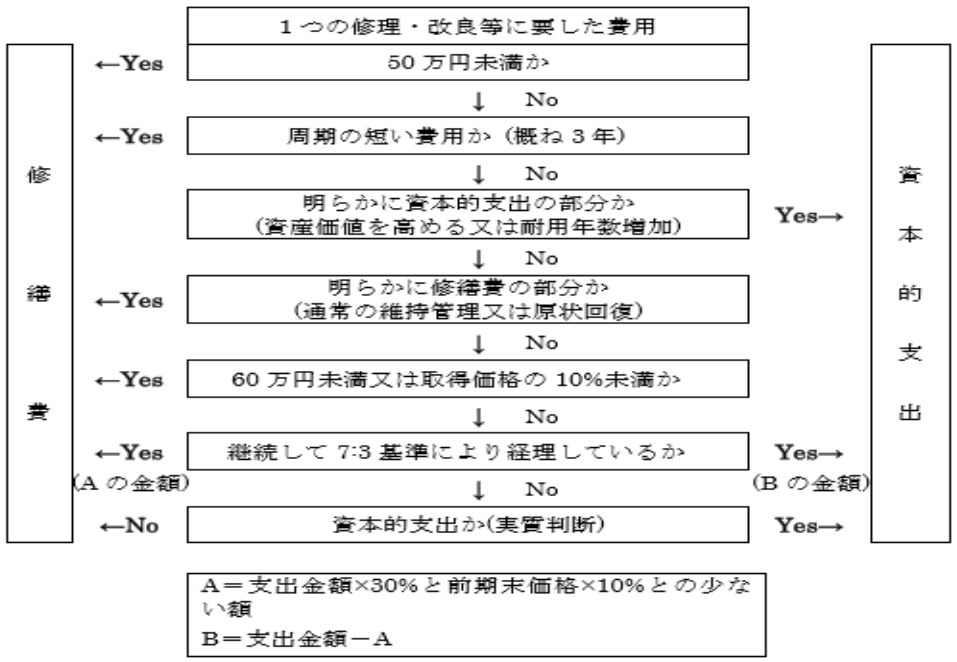
上記(3)に「機械の部分品を特に品質又は性能の高いものに取り替えた場合のその取替えに要した費用の額のうち通常の取替えの場合にその取替えに要すると認められる費用の額を超える部分の金額」とするとあることから、(より強力な超電導磁石への交換代金)－(従来性能の超電導磁石への交換代金)＝432万円が資本的支出に相当する金額となります。仕訳例は以下の通りです。

会計年度:平成X1年度　　システム機能:債務計上　　伝票日付:X1.9.25

借 方			貸 方	
[財源]	(例)大学運営資金	1,080,000	5,400,000	自動仕訳 (未払金)
[勘定科目]	その他修繕費/雑役務費　等			
[課税区分]	課税仕入			
[備考]	超電導磁石取り換え業務　一式			
[財源]	(例)大学運営資金	4,320,000		
[勘定科目]	工具器具及び備品			
[課税区分]	課税仕入			
[備考]	超電導磁石取り換え業務　一式(資本的支出分)			

資本的支出についての説明は以上となります。修繕費、資本的支出、どちらに該当するかの判断については難しい部分もありますが、「物品管理業務マニュアル」27 頁記載の<<資本的支出・修繕費の判断フロー>>をご参照の上、適切にご判断いただければと思います。

<<資本的支出・修繕費の判断フロー>>



卓）　ふーん、持ってる資産に何かお金をかけると、資産計上しないといけないんだな。
　　よーく覚えておかないと。
妹）　お兄ちゃんは資産なんてもってないでしょ。負債を解消することからはじめないと。
卓）　それを言っちゃぁ、おしまいよ。

このコーナーでは、皆様からの疑問・質問をお待ちしています。
日頃の業務の中でのちょっとした疑問（なんでこんな作業が必要なのだろう）や、
いまさら上司や先輩に聞けないけれど、実はよく理解できていないことなど、
いただいたご質問には出来る限り誠意をもってお答えします！
ご質問は、メール、ファックス、お手紙で！（匿名でも大丈夫です）

Audit Cafe

毎月、監査室のスタッフが交代で「つぶやく」このコーナー！
今回のつぶやきは、「夏といえば」と言うお題のようです。
いったいどんな話になることやら・・・。

はじめまして。4月から監査室に配属になりました、**瀧澤**です。配属から約 2 か月が経ち、少しずつ仕事や今の生活リズムに慣れてきたかな、と感じる今日この頃です。



最近は蒸し暑くなってきて、夏はもうすぐという感じです。夏といえば、夏季休暇、花火大会、海水浴等…楽しいことがたくさんありますが、私の中では「夏＝キンキンに冷えたビールがおいしい季節」です。お酒が好きな方、たまに飲む方、体質的に飲めない方、人それぞれですが、私自身は、学生の頃運動部に所属していたため、祝勝会などで飲酒の機会も多く、自然とお酒が好きになりました。そこで、今回はお酒の話題にしたいと思います。

お酒はリラックスしたり気分を良くしたりするので、飲み会などコミュニケーションの場によく登場します。また、**適量のお酒は血流を良くしたり、食事を楽しく美味しくしてくれる効果もある**そうです。さらに、虚血性心疾患や 2 型糖尿病などの病気は、全くお酒を飲まない人に比べて、ある程度飲酒をする人のほうがむしろリスクが低くなると言われています。（ここでは“適量”がポイントで、飲みすぎるとリスクは高くなります。）人を楽しくさせて、健康面でもメリットがあるお酒は、まさに「百薬の長」ですね。
一方、飲酒に関わる事故やトラブル、依存症やがんなど体への悪影響といったデメリットもあります。いい面もあれば悪い面もあるからこそ、自分自身をコントロールする難しさがあるのかな、と感じます。

どうすればお酒に飲まれず、お酒を楽しめるでしょうか。
調べてみると、**1日の節度ある適度な飲酒を示した「飲酒ガイドライン」**というものがありました。お酒の種類によってアルコール度数が違うため、種類ごとに飲酒量を換算した基準値が設けられていて、その合計が1日平均純アルコールで20グラム程度とのことでした。なんだかイメージしづらいですが、興味がある方は、**厚生労働省の e-ヘルスネット**（https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp）をご覧ください。



とはいえ、常に数値を意識するのは難しいですよね。なので、「そういう基準もあったな」と頭の片隅に置きつつ、**自身の体調や疲労具合を考えながら、他人に迷惑をかけない程度の理性を保ってお酒を楽しむのが理想かな**、と思います。

ちなみに私の場合、平日は我慢し、「1週間お疲れ様」という気持ちを込めて、金曜または土曜のどちらかで飲むようにしています。

季節の変わり目ですが、みなさんお体に気をつけてお過ごしください。

最後までお読みいただきまして誠にありがとうございました。
引き続き、「おうでぃっとめーる」をどうぞよろしくお願い申し上げます。
バックナンバーは、監査室 WEB ページをご覧ください。

◆その他、各種お問い合わせは…

【電話でのお問い合わせ】
東北大学監査室
022-217-4874（監査室長：菅原）
022-217-5680，4880（菅野、小原、綱川、深沢、瀧澤）

【メールでのお問い合わせ】
東北大学監査室
kansa@grp.tohoku.ac.jp

メールマガジンの一部または全部を無断転載することを禁止します。
© 2010 Audit Office Tohoku University